

平成29年2月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① ヘッドホンやイヤホンを使用し、大音量で音楽を聴いたりしながらの自転車の運転は禁止されている。



- ② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなければならない。



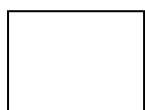
- ③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。



- ④ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従つて横断する。



- ⑤ 下の一方通行標識がある道路では、自転車は道路標識の規制に従わず、標識と反対方向に進むことができる。



交通 安 全 テ ス ト

平成29年2月号
解答・解説 (中学・高校生用)

① ヘッドホンやイヤホンを使用し、大音量で音楽を聴いたりしながらの自転車の運転は禁止されている。【○】

A : ヘッドホンなどで大音量の音楽を聴きながらの運転は禁止されています。

- 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

<指導のポイント>

ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。

② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなければならない。【○】

A : 交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

- 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立去るとひき逃げなどの疑いで取り調べられる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

- ・ 報告義務違反
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。【×】

A：周りが街灯などで明るくとも、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条　道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条　夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たって心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯させましょう。

④ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従つて横断する。【○】

A : 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車はその歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

⑤ 下の一方通行標識がある道路では、自転車は道路標識の規制に従わず、標識が示す方向の反対方向に進むことができる。【×】

A : 問題の一方通行標識がある道路では、自転車も一方通行の規制に従わなければなりません。

● 道路交通法第8条第1項（通行の禁止等）

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

＜指導のポイント＞

問題にある図の標識では、車両は矢印が示す方向の反対方向へは通行できません。

右図のように、標識の下に「自転車を除く」等の補助標識がある場合は、自転車は矢印が示す方向と反対方向に通行することが出来ます。



自動車・原付



自転車を除く

自転車を運転するときも、標識等をしっかり確認しましょう。

※ また、通行禁止違反は自転車運転者講習の対象となる危険行為に該当します。

● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

● ~政令で定めるもの~ 道路交通法施行令第41条の3（危険行為（抜粋））

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関する行われた次に掲げる行為とする。

2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為

● 道路交通法第108条の2第1項（講習（抜粋））

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

第14号 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習